(令和元年6月28日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に 資するため、岐阜県と共同して行う各務原市東京圏からの移住支援事業(第8条に おいて「移住支援事業」という。)において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及 び神奈川県をいう。以下同じ。)から本市に移住した者に対し、予算の範囲内で移 住支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、 各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号。以下「規則」という。)に定 めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援金の額等)

- 第2条 支援金の額は、2人以上の世帯(世帯員が2人以上の世帯をいう。以下同じ。) の申請の場合にあっては100万円、単身世帯(世帯員が1人の世帯をいう。以下同じ。)の申請の場合にあっては60万円とする。ただし、次条第3項第3号に規定する就業に関する要件に該当する者については、2人以上の世帯の申請の場合にあっては50万円、単身世帯の申請の場合にあっては30万円とする。
- 2 2人以上の世帯において、18歳未満(第4条の規定による申請をした日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であることをいい、当該年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む。以下同じ。)の世帯員(当該申請をする者の配偶者を除く。)を帯同して移住する場合の支援金の額は、前項に規定する額に30万円を加算した額とする。

(支援対象者)

- 第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、移住等に 関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件又は起業に関する要件を満たす者と する。
- 2 前項の移住等に関する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- (1)移住元に関して、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都

市を除く。)及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10パーセント以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京23区の大学等へ通学し、東京23区の事業所等に就職した者については、当該通学期間をア及びイに規定する移住元としての対象期間とすることができる。

- ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住をし、かつ、東京23区内の事 業所等に通勤(被雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者 としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏の うちの条件不利地域以外の地域に在住をし、かつ、東京23区内の事業所等に 通勤をしていたこと。ただし、東京23区内の事業所等への通勤の期間につい ては、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができるもの とする。
- (2) 移住先に関して、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 平成31年4月1日以後に本市に転入したこと。
 - イ 支援金の交付の申請時において、本市に転入後1年以内であること。
 - ウ 本市に、支援金の交付の申請をした日から5年以上、継続して居住する意思 を有していること。
- (3) その他の要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 各務原市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第2号に規定する 暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と関係を有する者でないこと。
 - イ 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、 定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
 - ウ 過去10年以内に支援対象者又は世帯員として支援金を受給していないこと。 ただし、支援金を全額返還した場合、過去の申請時に18歳未満の世帯員だっ た者が5年以上経過し18歳以上となり申請した場合等で、岐阜県知事及び市 長が認める場合を除く。
 - エ その他岐阜県又は本市が支援金の交付の対象として不適当と認めた者でないこと。
- 3 第1項の就業に関する要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1)次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 就業先の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 就業先の求人が、国の移住支援事業に係る都道府県が支援金の対象としてマッチングサイト(都道府県が運営するウェブサイト等で、企業が求人情報を掲載し、掲載企業への求職者の就業を促進するものをいう。オにおいて同じ。) に掲載している求人であること。
- ウ 3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている事業所 への就業でないこと。
- エ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- オ イに規定する求人に応募した日が、支援金の対象となる求人としてマッチン グサイトに掲載された日以後であること。
- カ 当該就業先に、支援金の交付の申請をした日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (2) 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を利用 して就業し、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 就業先の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する こと。
 - イ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - ウ 当該就業先に、支援金の交付の申請をした日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) 所属する事業所等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、本市を生活の本拠として移住元での業務を引き続きテレワークにより週20時間以上行い、かつ、デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属する事業所等から資金提供を受けていないこと。

- 4 第1項の起業に関する要件は、支援金の交付の申請をした日以前の1年以内に岐阜県知事が定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業又は地域課題解決型創業支援事業(以下これらを「起業支援事業」という。)に係る補助金の交付決定を受けていることとする。
- 5 第2項の移住等に関する要件を満たし、かつ、第3項の就業に関する要件又は前項の起業に関する要件を満たさない者にあっては、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合において、本市における地域及び地域の人々との関わりを有する者(以下「関係人口」という。)として、支援対象者とすることができる。
- (1) 市内の事業所等に就業し、第3項第1号アからキまで(イ及びオを除く。)の いずれにも該当すること又は市内において起業すること。
- (2)住民票を移す直前の1年間において、継続的に市内の法人、団体又は個人(以下「団体等」という。)との関わりをもって活動し、当該団体等から関係人口として推薦を受けていること。
- (3) 市及び岐阜県が実施する移住定住施策に協力する意思を有すること。
- 6 2人以上の世帯に係る支援金の交付の対象となる者は、第1項又は前項に規定する要件及び次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (1) 支援対象者を含む当該2人以上の世帯員(以下「世帯員」という。) が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 世帯員が支援金の交付の申請時において、同一世帯に属していること。
- (3)世帯員が平成31年4月1日以後に本市に転入していること。
- (4)世帯員が支援金の交付の申請時において、本市に転入後1年以内であること。
- (5)世帯員が各務原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第 1号に規定する暴力団と関係を有する者でないこと。
- (6)世帯員が、いずれも過去10年以内に支援対象者又は世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合等で、岐阜県知事及び市長が認める場合を除く。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、各務原市 東京圏からの移住支援金交付申請書(様式第1号)に写真付き身分証明書、移住元 の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し(前条第1号ア及びイに規定する在住 地に関する要件を確認できるものに限る。)及び次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2項第1号ア及びイに規定する通勤に関する要件を満たす者のうち雇用 保険の被保険者であった者 離職証明書その他移住元の在勤地、在勤期間及び雇 用保険の被保険者であったことが確認できる書類
- (2) 前条第2項第1号ア及びイに規定する通勤に関する要件を満たす者のうち個人 事業主であった者 開業届及び課税証明書
- (3) 前条第2項第1号ただし書に該当する者 卒業証明書その他在学期間及び卒業 校を確認できる書類
- (4) 前条第2項第3号イに規定する外国人 永住者、日本人の配偶者等、永住者の 配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明する書類
- (5) 前条第3項第1号又は第2号に規定する就業に関する要件を満たす者 就業証明書(各務原市東京圏からの移住支援金申請用) (様式第2号)
- (6) 前条第3項第3号に規定する就業に関する要件を満たす者 就業証明書(テレ ワーク実施者) (各務原市東京圏からの移住支援金申請用) (様式第3号)
- (7) 前条第4項に規定する起業に関する要件を満たす者 岐阜県地域課題解決型起業支援金の交付決定通知書の写し
- (8) 前条第5項に該当する者 就業証明書(各務原市東京圏からの移住支援金申請用)又は開業届及び各務原市の関係人口として地域との関わりを有することの推薦状(各務原市東京圏からの移住支援金申請用)(様式第4号)
- (9) 前条第6項に規定する2人以上の世帯に係る支援金の交付の対象となる者 住 民票を移す直前の当該2人以上の世帯員分の在住地が確認できる住民票の除票の 写し
- (10) その他市長が必要と認める書類 (交付決定の通知)
- 第5条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは、支援金の交付を決定し、各務原市東京圏からの移住支援金交 付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(手続の省略)

第6条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告 及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

(支援金の請求)

第7条 支援金の交付の決定を受けた者が支援金の交付を受けようとするときは、各 務原市東京圏からの移住支援金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければなら ない。

(報告等)

第8条 岐阜県知事及び市長は、支援金の交付を受けた者に対し、移住支援事業の実施に関し必要な事項について報告を求め、若しくは当該職員をして実地に立入調査をさせ、又は就業先に対し、支援金の交付を受けた者の就労状況の確認を行うことができる。

(返還請求)

- 第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が第1号から第4号までのいずれかに該当するときは支援金の全額の返還を、第5号に該当するときは支援金の半額の返還を 請求するものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない 事情があると市長が認める場合は、この限りではない。
 - (1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
 - (2) 支援金の交付の申請をした日から3年未満の間に本市から転出したとき。
 - (3) 第3条第3項第1号又は第2号に規定する就業に関する要件を満たして支援金の交付を受けた場合において、支援金の交付の申請をした日から1年以内の間に 支援金の要件を満たす職を辞したとき。
 - (4) 起業支援事業に係る補助金の交付決定を取り消されたとき。
 - (5) 支援金の交付の申請をした日から3年以上5年以内の間に本市から転出したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和元年12月20日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日決裁)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱の規定は、

令和2年12月22日以後に移住した者について適用する。

附 則(令和4年3月31日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱の規定は、 この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者につい ては、なお従前の例による。

(各務原市要綱で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の一部改正)

3 各務原市要綱で定める申請書等の押印の特例に関する要綱(令和3年3月31日 決裁)の一部を次のように改正する。

別表22の項及び23の項を削る。

附 則(令和5年3月8日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱の規定は、 この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者につい ては、なお従前の例による。

附 則(令和5年6月23日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、令和5年6月23日以後に移住した者について適用し、 同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年11月17日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和6年3月15日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則(令和7年4月1日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱の規定は、 令和7年度以後の予算に係る移住支援金について適用する。

(宛先) 各務原市長

年 月 日

各務原市東京圏からの移住支援金交付申請書

各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱第4条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生生	丰月日		
氏名			年	月	日	
住所	l H	電話番号				
メールアドレス						

2 移住支援金の内容

世帯構成	単身世帯 ・ 2人以上の世帯	2人以上の世帯の場合は 同時に移住した世帯員の人数 (1の申請者は含まない。)	人
就業・起業等の区	就業 ・ 起業	上記世帯のうち18歳未満の	人
分	テレワーク ・ 関係人口	世帯員の人数	

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※1

別紙 1 「移住支援金の交付申請に関する誓約事 項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「各務原市東京圏からの移住支援事業に 係る個人情報の取扱い」に記載された内容につ いて	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、各務原市に居住 する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業(関係人口含む)の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業する意思に ついて	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業(関係人口含む)の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を 担う者との関係	A. 3親等以内の 親族に該当しない	B. 3親等以内の親 族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 各務原市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令 である
(関係人口の場合のみ記載) 市及び岐阜県が実施する移住定住施策へ協力す る意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
各務原市暴力団排除条例に規定する暴力団員又 は暴力団と関係を有する者について	A. 申請者を含む 世帯員に当該者が いない	B. 申請者を含む世 帯員に当該者がいる
過去10年以内に申請者を含む世帯員として移 住支援金を受給した者 ^{※2} の有無について	A. 申請者を含む 世帯員に当該者が いない	B. 申請者を含む世 帯員に当該者がいる

- ※1 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。
- ※2 支援金を全額返還した場合、過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が5年以上経過し 18歳以上となり申請した場合等で、岐阜県知事及び市長が認める場合を除きます。

	〒
住所	

(東京23区外の東京圏在住かつ東京23区内へ通勤していた場合のみ記載)

東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載)移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他()
通勤手当の有無	支給あり / 支給なし

[※]テレワークの様態は様々であるため、本様式記載事項以外に個別の状況をお伺いすることがあります。 ※勤務先へ行く頻度が勤務日数の1/5を超える場合は、生活の本拠が移住先にあるとは言えず、また、所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給がある場合は、本事業で想定するテレワークに該当しないと判断 し、移住支援金の支給対象とならない場合があります。

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 各務原市東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県 及び各務原市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱第 9条の規定に基づき、交付された移住支援金の全額又は半額を返還します。
- (1) 偽りその他不正な行為により移住支援金の交付を受けた場合:全額
- (2)移住支援金の交付申請のあった日から3年未満の間に本市から転出した場合: 全額
- (3)移住支援金の交付申請のあった日から1年以内の間に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合:全額
- (4) 岐阜県知事が定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業又は地域課題解決型起業支援事業に係る補助金の交付決定を取り消された場合:全額
- (5)移住支援金の交付申請のあった日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合:半額

各務原市東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い

各務原市は、各務原市東京圏からの移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、実施状況の報告、実地への立入調査、移住支援金の返還等に当たって、岐阜県に提供します。

岐阜県及び各務原市は、当該個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに同法律の施行のために岐阜県及び各務原市が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岐阜県及び各務原市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書(各務原市東京圏からの移住支援金申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。なお、各務原市東京圏からの移住支援事業に関する事務のため、勤務者の就労状況などの情報を、各務原市の求めに応じて、岐阜県及び各務原市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記

勤務者名					
勤務者住所					
勤務先所在地					
勤務先電話番号					
就業年月日					
応募受付年月日					
雇用形態	週20時間以上の無期雇用				
勤務者と代表者又は取締 役などの経営を担う者と の関係(マッチングサイ ト掲載求人の場合)	3親等以内の親族に該当しない				
マッチングサイトへの求 人掲載実績(岐阜県中小 企業総合人材確保セン	求人管理番号				
世来総古人が確保とフター (ジンサポ!ぎふ) 求人情報)	掲載開始日				
岐阜県プロフェッショナ ル人材確保事業又は先導	目標達成後に離職することが前提ではない				
的人材マッチング事業を 利用している場合のみ	□ 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業 □ 先導的人材マッチング事業				

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書(テレワーク実施者)(各務原市東京圏からの移住支援金申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。なお、各務原市東京圏からの移住支援事業に関する事務のため、勤務者の就労状況などの情報を、各務原市の求めに応じて、岐阜県及び各務原市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住先でテレワー クにて行う業務	移住元で行っていた業務と同じ
移住の意思	所属する事業所等からの命令(転勤、出向、出張、研修等を含む。)ではない
勤務形態	移住先でテレワークにより勤務(原則として、恒常的に通勤しない。)し、 かつ、週20時間以上テレワークを実施する
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル 実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴 事業を活用した事業により資金提供をしていない

(宛先) 各務原市長

所在地 法人・団体名 代表者名 電話番号

各務原市の関係人口として地域との関わりを有することの推薦状 (各務原市東京圏からの移住支援金申請用)

下記の者について、各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱第3条第5項第2号の規定により、地域との関わりを有する関係人口として推薦します。

また、移住支援金に関する円滑な事務遂行及び本市移住・定住施策の効果的な遂行のため、市から調査、取材等の依頼があった場合には、これに応じることに同意します。

記

氏名	
住所	
推薦理由 (活動の時期及び実績 並びに法人・団体等 との関わりを明記)	
備考	

第 号 年 月 日

様

各務原市長

各務原市東京圏からの移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援金の交付については、次のとおり移 住支援金を交付することを決定しましたので通知します。

移住支援金	ш	í
炒住又饭 壶	円	

(備考)

- 1 各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱第9条の規定に基づ き、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することがあります。
- (1) 偽りその他不正な行為により移住支援金の交付を受けた場合:全額
- (2)移住支援金の交付申請のあった日から3年未満の間に本市から転出した場合:全額
- (3)移住支援金の交付申請のあった日から1年以内の間に移住支援金の要件を満たす 職を辞した場合:全額
- (4)岐阜県知事が定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に 規定するスタートアップ等創業支援事業又は地域課題解決型起業支援事業に係る 補助金の交付決定を取り消された場合:全額
- (5)移住支援金の交付申請のあった日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合: 半額

- 2 各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱第8条の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求めるほか関係する場所へ立入調査をし、又は就業先に対し、勤務者の就労状況の確認を行うことがあります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型(地方移住支援) の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等 の特別利率の適用を受けられない場合があります。

年 月 日

(宛先) 各務原市長

住 (請求者) 氏 名

各務原市東京圏からの移住支援金請求書

年 月 日付け 第 号にて交付決定の通知を受けた 移住支援金について、各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱第7 条の規定により、次のとおり請求します。

移住支援金として金

振込先口座(原則として申請者本人名義の口座に限ります)

		-		
金融機関名(金融機関コード)				
支店名(支店コード)				
口座種別	普通	•	当座	(いずれかに○)
口座名義(カナ)				
口座番号				